

令和6年第4回青森市議会定例会提出予定案件

件 名		提出 件数
専決処分	○ 専決処分の承認について（令和6年度青森市一般会計補正予算（第3号）） 計	1
予 算 案	○ 令和6年度青森市一般会計補正予算（第4号） ○ 令和6年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和6年度青森市病院事業会計補正予算（第1号） ○ 令和6年度青森市水道事業会計補正予算（第1号） ○ 令和6年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第1号） ○ 令和6年度青森市下水道事業会計補正予算（第1号） ○ 令和6年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 計	13
条 例 案	○ 青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について 計	4

<p>単行案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（あおもり北のまほろば歴史館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化観光交流施設） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（アップルヒル） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場） ○ 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について ○ 市道の路線の廃止について ○ 市道の路線の認定について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">8</p>
<p>報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">4</p>
<p>合 計</p>		<p style="text-align: right;">30</p>

(追加提出予定案件)

●閉会日提出

○ 人事案

財産区管理委員の選任について

○ 専決処分

- NO. 1 専決処分の承認について
(令和6年度青森市一般会計補正予算(第3号))

○ 予算案

- NO. 1 令和6年度青森市一般会計補正予算(第4号)
- NO. 2 令和6年度青森市競輪事業特別会計補正予算(第2号)
- NO. 3 令和6年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- NO. 4 令和6年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
- NO. 5 令和6年度青森市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- NO. 6 令和6年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第2号)
- NO. 7 令和6年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- NO. 8 令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- NO. 9 令和6年度青森市病院事業会計補正予算(第1号)
- NO. 10 令和6年度青森市水道事業会計補正予算(第1号)
- NO. 11 令和6年度青森市自動車運送事業会計補正予算(第1号)
- NO. 12 令和6年度青森市下水道事業会計補正予算(第1号)
- NO. 13 令和6年度青森市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

○ 条例案

- NO. 1 青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

職員の数を見直すため、改正しようとするものである。

NO. 2 青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

NO. 3 青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

青森市民病院の一般病床数の削減を図るため、改正しようとするものである。

NO. 4 青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

水道メーターの検針を隔月で行えることとする等のため、改正しようとするものである。

○ 単行案

NO. 1 公の施設の指定管理者の指定について（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設）

青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野沢字沢部 108 番地 3

名称 一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会
(代表理事 竹中 富之)

指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

NO. 2 公の施設の指定管理者の指定について（あおり北のまほろば歴史館）

あおり北のまほろば歴史館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田二丁目 24 番 7 号

名称 特定非営利活動法人あおりみなとクラブ
(理事長 渡部 正人)

指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

NO. 3 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化観光交流施設）

青森市文化観光交流施設の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市新町一丁目2番18号

名称 公益社団法人青森観光コンベンション協会
(会長 佐藤 健一)

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

NO. 4 公の施設の指定管理者の指定について（アップルヒル）

アップルヒルの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字野尻2番地3

名称 株式会社アップルヒル
(代表取締役 佐藤 文一)

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

NO. 5 公の施設の指定管理者の指定について（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場）

青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目18番7号

名称 太平ビルサービス・タイムズ共同企業体
(代表者 狩野 伸彌)

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

NO. 6 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境整備事務組合の解散に伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第286条第1項及び第290条

NO. 7 市道の路線の廃止について

浪館146号線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 76.7m

総面積 483㎡

関係法令 道路法第10条第1項及び第3項において準用する同法第8条第2項

NO. 8 市道の路線の認定について

篠田三丁目34号線ほか28路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 3,165.9m

総面積 23,804㎡

関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

NO. 1 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和6年9月5日

損害賠償額 278,300円

専決処分年月日 令和6年10月10日

関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 2 専決処分の報告について

交通事故に係る和解について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和6年8月22日
和解の概要 相手方及び市は、この事故による損害額を各自で負担する。
専決処分年月日 令和6年10月29日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 3 専決処分の報告について

訴訟に係る和解について専決処分したので、その報告をするものである。

和解の概要 市は、第三者委員会又は第三者を加えた調査委員会を設置し、相手方を対象とする、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号のいじめ重大事態の調査を行う。
専決処分年月日 令和6年11月7日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 4 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和6年9月6日
損害賠償額 20,790円
専決処分年月日 令和6年11月14日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項